

## 議会マネジメント組織としての議会運営委員会

新潟県立大学准教授 田口 一博氏

平成 27 年度議会運営委員研修会

H28. 2. 3 (水)・パレス神戸

こんにちは。ご紹介いただきました新潟県立大学の田口でございます。16 時まで時間を頂戴しておりますが、途中で 1 回 10 分ほど休憩を入れたいと思います。前半は少し硬い話で、資料の 1「議会運営、とは」の説明をし、6 ページ以降を後半でいたします。前半は少し硬い話ですが、後半の基礎になりますのでお付き合いいただきたいと思います。

皆さん、今日は写真をたくさん撮って、議会だより等にどんどん載せてください。議会の議員は会議をしていない時にも勉強したり、一生懸命仕事をしているということ町民の方はご存じないので、是非とも、「議会の議員は会議だけが仕事じゃない。いつもバッジをつけて頑張っているんだ。」と言うところを、見ていただきたいと思うのです。議員が頑張っている姿を、一人でも多くの住民の方や全国に向けて、発信をしていただきたいと思います。

### 1 議会運営、とは

資料の 1 ページをご覧ください。「議会マネジメント組織としての議会運営委員会」として、最初に「1 議会運営、とは」と書き出しました。議会運営委員会に所属になったら最初にやるようお願いしたいのは、会議規則の勉強です。会議規則は、議員必携の中に標準会議規則が載っていますが、標準は全国が示したものですから、それぞれの町ごとに議決をした会議規則があります。前の席に播磨町さんがいらっしゃいますのでお聞きします。去年の春に、「出産のために会議を休むときに、会議の欠席の通知をまとめて出してもよい。期間を限っていつまでといった休暇が認められる。」といった会議規則の改正がありましたが、播磨町さんはどうしましたか。「今度の 3 月定例会で改正します。」

標準会議規則は、衆議院式にした所と参議院式にした所と 2 つに分かれるのです。市議会が標準会議規則が衆議院式になっていて、町村は参議院式になっています。我が町はどちらでいこうということを検討するので、会議規則は、町ごとに少し違っているのです。通年議会あるいは通年の会期制をやると、標準の会議規則のままでは運用が出来なくなることもあります。

例えば、一事不再議です。同じ会期中に同じ議案をもう一度議論しないというもの

です。通年議会では永久に議論が出来なくなってしまいますから、「一事不再議は削る。」とするのが市議会式です。

町村議会式は、「事情が変われば、同じ話をもう一度やってもいい。」としたのです。当初予算をやった後に補正予算をやります。このように、緩やかに解釈をしたのです。町ごとに会議規則は少し違っていますので、議運のメンバーになったら、会議規則を暗記しなくてもいいですが、どこに何が書いてあるか分かるように、時々見ておいていただきたいです。条例をどうやって決めるかを会議規則が決めていますから、会議規則は条例より偉いのです。ですが、町の例規集(加除式)で分厚いのがありますが、出版社によっては議員定数条例、定例会の回数を定める条例、委員会条例と、条例をずらっと並べた後に会議規則を書いてある例規集があります。これは間違いです。会議規則が一番偉いので、最初でなければいけないのです。私が見ている中で、委員会条例より会議規則が後にきているのが7割くらいあります。誰が決定に参加できて、どのように決定するのかは会議規則の中に書いてありますので、会議規則はトップです。

これは、国会がいけないのです。国会法が日本の法律にあって、明治憲法を作るときに議院法と言う法律を作りました。世界的に見ても、そのような法律を持っている先進国はないのです。明治憲法を作って帝国議会を発足させる時に、議会が出来ると言うさくてしょうがないので法律を作って邪魔をしておこうと、議院法という法律を作り、議会の権限を制約してしまっただけです。戦後改革をした時に議院法は消えてなくなるはずだったのですが、アメリカの連邦議会で連邦議会改革法を作っていたので、日本も同じにしようと、何となく国会法という法律を作ってしまったのです。

法律を決める議会が法律に縛られるのは変な話ですが、それが当たり前になってしまったので、日本では地方自治法に細かいことが書いてあり、会議規則が自由に決められなくなっています。本当は、法律があのようなことを書いてはいけないのです。決め方をどうするかという一番大切なルールが会議規則ですから。用語の細かい解説になると、おそらく研修を3、4日かけてやらないと出来ないボリュームがあります。会議規則だけでなく、議会で色々なことが決まっているのは何故かということ、議員として考えていただきたいです。

例えば、議席番号とは何なのでしょう。(前の議員に)「議席番号は何番ですか。」「6番です。」「それは何の順番ですか。」「新しい人から順番に並んでいる形をとっています。」「新しく入った人が1番で、議長が1番最後ですか。」「議長は1番前で、議長以外の議員がそのように並んでいます。」

全部の議会がそうかと言えば、違います。議長が最初の番号なのか、最後の番号なのか。もっと言えば、演台が議長席だとすると、1番議員はどちら側にいますか。こちら側か、向こう側かどっちですか。これは、会議規則のどこにも書いてありません。

衆議院の堂々巡りと、参議院の堂々巡りの向きが逆なのはご存じですね。「1番」と点呼され、最初に名前を呼ばれた人が、どちら側に座っているかは、結構重要なのです。戦後に議会が再発足するときに、衆議院の人が指導に来たか、参議院の人が指導に来たかというのが、そのまま残っているケースが多いようです。また、局長の席はどちら側にありますか。議長の左か右か、手を挙げて頂いていいですか。議長のあちら側の議会。皆さん、周りを見渡してください。大多数です。議長のこちら側は、兵庫県では少数派です。国会はどちらですか。議長の隣に事務総長が座っていますが、席は両側にあって片方にしか座りません。国会はこっちです。総理大臣の席がどちら側かと言うと、事務総長と同じ側の前にいます。町長は、皆様の所ではどちら側の席にいますか。今日は議長さんがいらっしゃっているので分かると思うのですが、町長が「ちょっと待った、休憩。」と言った時に、振り向いて局長の顔が目に入るかどうか。内閣総理大臣の席はここで、事務総長に「ちょっと待った。」と言えるようになっています。そうになっている議会は、時々休憩をとったり揉めたりする経験がある議会です。逆に、こちら側に局長席があって反対側に町長席があり、町長がいくら振り返っても局長は議長より少し後ろにるので、議長の陰になって全然見えないということがあります。「なぜ、このような構造になっているのですか。」と聞かないで、「今まで町長から休憩の申し出を受けたことがありますか。」と聞くと、「町長が休憩なんて言えるのですか。」と言うケースがあるのです。

会議規則も大変大事ですが、議場とか、堂々巡りの向きとか、1番議員がどちら側にいるか、休憩がどのようにになっているか等のことは、議会毎に全部違うのです。右側と左側どちらに座るか、別にどちらでも良い話ですが、実際に目配せをして、「ちょっと休憩。」と言うのが「有る議会」と「無い議会」では、必然的にこうなるわけです。町村だと議場がそれほど大きくないのですが、市議会だと本当にはっきりします。平和な議会と言いましょうか、休憩とか待たがない議会は、議長席から市長席がよく見えなかつたりします。そのような議会もあります。

## (1) 合法的な運営

### ア 会議規則・関係法令の確認

先ず会議規則を見て、運営基準あるいは議会毎に決まっている先例のようなものを頭に入れていただきたいです。一方で議会は、会議規則が一番偉いわけですが、会議規則を瞬間的に改正することも出来るのです。だから議長、議運の委員長は、「こうしたいのだが、どうしたらいいか。」と迷ったら、資料の最後のページに私のプロフィールが書いてあって、上から5つ目くらいの欄に私の携帯番号が載っています。お願いしたいのは、携帯にかけるのは、「迷ってどうしようか。」と迷っているときに休憩をとってかけてください。やってしまってから「これでいいですね。」と言われて

も、「辞表を書いてください。」としか言えないときもあります。議運とはそうなのです。やる前でしたら、「今、20分休憩とったから、どうすればいい。」と連絡いただくと、「議長はどのようにされたいのですか。こうすれば出来ます。これは、絶対に違法だから止めてください。」と申し上げられます。まずは県の事務局に電話して、「私に電話してはダメ。」と言うことはないと思いますから、必ず方法はあります。ですが終わってしまって、やってしまってから、「これでいきます。」と言われても、ダメなものはダメです。議会は色々な見方をすれば何とかなるものです。手続きさえしっかり踏めば、一時的に会議規則を棚上げしたと考えることも出来ますし、条例改正をしてそれで通すことも出来ますので、勝手にやってしまって「それは違法です。」となることだけは困ります。

議運の委員長は迷ったら、絶対にその場で判断をしないで下さい。堂々と休憩をとって、「大事な問題なので、議長会に相談します。照会をかけてみます。」と言ってください。県の議長会も全国の議事調査部もそのような話があったら、他の仕事は一旦止めて、色々な先例とか運用事例とか行政実例とかを調べて、基本的に即答しています。その場でお答えするようにしています。ですので、迷ったら、まずは休憩です。皆さんが、「こうだな。」と思っても一旦止めて、事務局に調べさせてください。そしてその場で直ぐに出てこなかったら、迷わずに照会してください。仮に答えが分かっていることでも、「県に照会したら、こうでした。全国の議事調査部に照会したら、こうでした。私に聞いてみたら、こうでした。」として、委員長に傷がつかないようにしてください。「大変ではないか。迷惑がかかるのじゃないか。」とか、全然気にしないでいいです。全国議長会は、「運営の実務」という本を作っていますので、その様な事例照会があると大喜びです。〇〇町でこのような事例があったとなると、それで本を書いてしまうのです。私もそうです。事例があると、「そうか。皆さんはそういうところで迷うのか。」と本や原稿を書いたり、地方議会人に紹介したりするのです。ですから全然気にしないで結構です。逆に、照会をしたからといって、提供料として金一封をお支払いすることは出来ませんが。どんな団体、どんな所でも、遠慮しないでやってください。

#### イ 例外事項の判断

そこで必要なのが、資料のイ、例外なのか原則通りなのかということです。本やインターネットで調べるときは、特にこの点に注意してください。間違ってしまったものが先例になっている可能性もあります。間違っているものを繰り返さない方がいいですね。恥ずかしい話ですが、国会が間違ってしまったという場合もあります。採決をするときは、可を諮る原則があります。否とする方を諮らないで、可とする方を諮る。と、会議原則に書いてあります。皆さん、「うん、うん。」と頷いていらっっしゃいますが、先ほど会長がおっしゃった様に、本会議主義で議案を付託しない所もありま

す。委員会に議案を付託したときに、委員長報告が否決だったら議長は本会議でどのように諮っていますか。2種類あります。「ただいまの委員長報告は否決です。委員長報告について採決します。委員長報告通りに決することに賛成の議員の起立を求めます。」このときに立つのは、原案に賛成の人でしょうか、反対の人でしょうか。委員長報告に賛成なのだから反対の人が立つはずです。衆議院がその様にやったのですが、このようにするとほとんど全員が立ってしまいました。最近では衆議院も先例を改めて、「ただいまの委員長報告は否決です。よって原案について採決します。原案の通り可決することに賛成の議員の起立を求めます。」と言うと、いつも、原案に賛成のときにだけ立てばいいのです。皆さんの所はどちらですか。否決は滅多にないと思いますが、可決でも否決でも、いつも委員長報告通りに諮るケースと、否決については原案を諮るケース、いつも原案について諮るケースの3通りあるのです。

議会運営と一口に言っても、結構違うのです。会長の町は今はどうですか。原案についてですか。「委員長報告が否決であると、原案について諮ります。」これは分かりやすいですね。衆議院が先例を変更したときの通りです。つまり、否決なのに全員が立ってしまったときの反省を踏まえた話だと思います。テレビ中継とかYouTubeの中継で間違ってしまうと、結構恥ずかしいです。今日は議長もいらっしゃると思うのですが、起立採決であれば直前の議運で「これは否決だ。」と決まっていれば、全員が立っても「少数起立。」と議長は言ってもいいのです。一方で誰も立たなくても「総員起立。」と言ってもいいのです。起立採決が出来るということは、事前の議運で、誰が賛成で誰が反対か、全部聞いてあるので数えなくてもいいわけですし、起立採決は数えるものではないのです。事前の調整で分かっているから、起立採決が出来るのです。

最近では、議員定数が減ったこともあって、議案の否決とか可否同数とか、よく各地で問題が起こるのですが、やってみないと分からない時には起立採決をやってはダメです。その時には、無記名でも記名でもいいですから投票をしてもらわないといけません。議運で諮り、それぞれの議員の賛否を確認して、その確認が終わってから議事次第書を作って、採決の区分を決めて、初めて本会議のブザーを押してください。

ここまで議運でやらないで、起立採決なのに「1, 2, 3, 4, 5…」と数えている所がありますが、この運用はまずいです。もし、数えるのであれば、議運に聞いてからにしてください。それでなければ、可決か否決かはっきりと分かる記名投票です。議席の引き出しを開けると、中に名札が3種類入っているはずで、1種類は自分の名前だけが書いてある札、投票用の青か緑の札と、白の札に名前が書いて入っているはずで、それがないと、記名投票になったときに出来ません。国会で見れば分かるように、記名投票は投票用紙を持ってくるのではなくて、名札を持っていくのです。青い札を持っていくのか白い札を持っていくのかで賛成と反対です。

実際に議場を見てもと、鉛筆しか入っていない所が結構あるのです。赤と青の2色鉛筆は入っているのですが、投票用紙も入っていない所もあります。いつでも出来るように支度をしておかないといけません。議長選挙をやるときにだけ投票用紙が必要なのではなくて、普段から必要なのです。

参議院みたいに、押しボタン投票をするといってボタンを設置する方法もあります。記名投票の例外として、ほとんどの議案で押しボタン投票をやって、会議録の一番最後に賛成した議員と反対した議員の一覧が必ず付いています。時々、参議院でも、誰が賛成したか反対したか、明らかにしたくない時には、起立採決を、わざわざやっています。起立採決は数えませんが調べませんから。そうしたいときは有るのです。

例えば、国会の場合は意見書がありませんから決議です。決議で議員の少しだけが賛成したとなると、まずいのです。成立するときには、名前に傷をつけたくないのです。地方議会は退席をしていると全員賛成に出来ますので、全員一致で可決しましたと意見書を送れるのです。そうじゃないときは起立採決にして、賛成多数で意見書を送りますと書くのは少しみっともないですから、可決して送りましたと文書を書き直して送ったりするのです。

記名投票だと、何人賛成で何人反対か出てしまいますから、起立採決は、本来そういう意味で使わないといけないのです。会議規則のボリュームでは全部書いていませんで、議会運営委員会なら、知っておいたらいいと思います。

最初に申し上げた、なぜ議席番号が付いているのかということ、昭和30年ごろまでの会議規則では、議場の中では議員の名前を口にしてはいけないことになっていました。議長については「議長」と呼び、その他の議員は「何番議員」、委員会の場合は「何番委員」と呼ばなければいけなかった。今だったら12桁の個人番号で言わなければいけませんね。

明治時代にイギリスの議会制度を日本に輸入して、今の国会の基礎が始まったのですが、その時に議員の名前を呼ぶのは、本来、失礼な話でした。ですがそれだけの意味ではなくて、名前を言うと、「あの議員の言うことだから賛成した。」「あの議員の言うことだから反対した。」と、名前で判断したと思われないうえにするのです。イギリスでは、例えば、兵庫県の猪名川町出身の誰々というふうに、地名で呼ぶのです。

日本の国会は「もっと簡単にしよう」と番号にしてしまった。昭和31年以降の町村では議席番号で呼ぶ例が少しずつ減ってきて、今だと議長に何か発言を求めるときに、「議長」と手を上げます。その後、「何番」と言っている議会はどれ位ありますか。周りを見渡してください。「何番、誰々」と言っている所は。「名前」だけの所は。「何も言わないで挙手するだけの所は。」ありがとうございます。会議規則では「番号」で言うことになっています。だけど、今、申し上げたように、番号で言うことは「人を番号で扱うのか」という話ではなくて、公平な議論をして議論の結果、中身を

判断して、誰々が言ったからではないという意味で番号で呼ぶのです。

議会改革といったときに情報公開をして、「誰々が賛成した。誰々が反対した。」というのを議会だよりに書こうという所があります。最近の主流だとその方が良いのかも知れませんが、かつて、委員会の傍聴に制限があった。あるいは、委員会室では議席番号しか呼べなかった。と言うのは、自由な議論をして、「良い話」か「良くない話」か、というのを、「誰が言った」からではなく判断するために、議席番号を使うという制度を、伊藤博文たちは考えたのです。現代で、そう思うかどうかは色々議論があるかもしれませんが、議会運営委員会のメンバーは改革といったときに、「何故そうなっているのか。明治以来どうだったか。」といったうん蓄を持っていただけたらと思います。

今日は全議員ではなく議運の委員だけだと思いますので、次の本会議で、「議長、何番。」とやって、「公平な議論をするために、このようにするのです。」と期数の若い議員に説明していただくと、議会は自由な議論を大事にしているのだと分かってもらえると思います。

合法的な運用の中にも、議会運営は200年、300年の歴史があり、外国で行われてきた歴史も日本の運用の中に少しずつ取り入れられています。最近になって、自由に変えてしまう所も増えていますが、なぜそうになっていたのかということは、是非とも知っておいていただきたいです。

## (2) 合理的な運営

### ア 「運営基準」の意識

### イ 規則や基準の「目的」を知る

### ウ 先例を整理する、ときには先例としない扱いも

### エ 他市町村の事例調査

(2)の中で、ウの先例を整理しておいて欲しいです。これは議会運営委員会で決めて事務局がやる仕事であると思います。議会の中で、「こういう時に、こうした」、「議長選挙で問題が起きた時に、このように解決した」、「例外的な委員会の議決があったときに、どのような対応をしたか」を事務局に整理しておいて欲しいです。

今日は事務局もお見えになっていますので、会議規則と委員会条例を、レポート用紙でもノートでもいいですから、1条ずつ全部バラバラにして、1ページに1条貼り付けていってください。例えば、会議規則第1条は、参集のことが書いてあって、議員は、招集当日に議事堂に来たら、登庁ランプを点けるとか出勤簿を押すとか、名札をひっくり返すとか書いてあると思います。2条以降に、本人が登庁できない時にはどうするかが書いてあり、ボタンやランプの取扱い、議事堂には来ているが議場の中にいない人をどうするか等書いてあります。国会は出席議員の数は延べ人数で数え

ます。国会の定足数は3分の1ですが、3分の1来ているか怪しいときがあります。そのようなときには、出る人は数えないで入ってきた人だけを数えるのです。期数の若い1期目、2期目の議員が何回も出たり入ったりして、10回入ってくると10人に数えるのです。3分の1いないのではないかというときが時々あります。

地方議会は、氏名札を立てた時にスイッチが入って電光掲示板に何人と点くとか、議長席から見ると誰がいないか分かるのが町村議会です。でも、そのようなときの実際の取扱いは、議会毎に随分と違います。

最近、何回か照会があったのが、「出産や育児休業で議会を休む。」ちょうど去年頃、有村女性活躍担当大臣が在職されている時に3議長会で標準会議規則を変えました。そのときに、「報酬はどうするのか。」と議論がありました。報酬を減額すべきかどうかです。議員の身分に対して議員報酬が出ているわけですから、関係ないと押し切りました。最近、国会で育児休業をとると言う人が出て、これはどうするのでしょうか。本人は色々こうすると言っていますが、私は国会議員については何の問題もないと思います。国会議員は、議員が仕事をしているのではなくて、秘書や事務所が仕事をしているのですから、議員が休んでいても仕事の滞りは何もないのです。「国会議員は挨拶をして、握手して回っているだけで、何も仕事をしていない。」と言われなくてもいいでしょう。皆さんの場合はどうですか。秘書を何人使っていらっしゃるでしょうか。使っていませんね。地方議会議員の方が状況は厳しいのです。育休だけでなく、病休も同じだと思いますが、その時に何らかの代替手段、例えば、普通の選挙であれば不在者投票になります。もし、病気や育児休業あるいは産休で暫く休むことになったら、それこそ会議規則を変えたときに一緒に変えて、実際は労働強化になってしまいましたが、「議案の審議には加われないが、紙に書いて質疑は出来る。」とか、「採決は不在者投票で出来る。」とかにする。そのようなことを考えておかなければ国会などで変に良い恰好をされて、「報酬をどうしよう。」と変な方向に持って行かれると、皆さんの報酬が更に減額され、これ以上議員のなり手を無くしてどうするのかって話になります。育児休業とか病気の保障は、皆さん地方議員には、何もないのです。そのような状態なのに、報酬改正とか半額支給の議論には、私は乗れないと思います。ただその時に、「支障はない。」と言えるように、郵便投票とかの代替手段を考えておき、事務局にあらかじめ議案の賛否の届け出をしてもらう等のことは、会議規則を見直せば不可能ではないのです。

そもそも、あのように標準会議規則を変えたのは、「休むから」というより、「出産育児と議員活動のどちらか1つの選択になるのは止めよう。そのような人が議場においてもおかしくない。」という話から始まったことですから、報酬改正とは違うのです。また、病気になったときには報酬を返して、育児休業のときは返さなくてもいいというのは、もっとおかしい話です。是非、国会が変な方に持っていかないように、どの



ようにすれば議会全体の意思決定に支障がないか、考えてください。議場で一般質問の録音を流してもいいじゃないですか。そのようなことを、是非とも考えていただきたいです。

これは女性議員だけでなく、病気になったりケガをしたときでも、全く同じことだと思います。休業保障も何もない議会の議員ですから、そのような時でもしっかりと活躍が出来る方法を考えて下さい。議会の研究者として、皆さんに陳情を申し上げたいのです。兵庫県町議会から良い情報を流して、どこかであった変な情報は消えてしまう様に、忘れられてしまう様に、良い情報を流していただきたいと思い、陳情いたします。

合理的な運営は、標準会議規則通りにやれば良いとか、全国と同じ運用をすればいいというわけではなくて、例えば、「定数 15 人の議会であれば、どうしていこう。」という考え方を議会運営委員会で持っていただきたいのです。なぜなら、今の標準会議規則は、議員定数が 18 人から 24 人位いる前提で作ってあります。24 人いる議会はありますか。ないですね。全国の実態調査で調べると、一昨年の平均が定数 12.7 人、去年が 12.4 人と 1 年で 0.3 人減りました。統一地方選の前年は、定数を 2 人単位で減らす所が多いのです。今年の平均はもうすぐ出ると思いますが、ひょっとしたら 12 人を割っているかもしれません。12 人を割ると委員会を 2 つ持てなくなるのです。

兵庫県にはありませんが、四国や九州に行くと定数 6 人、8 人が結構あるのです。6 人で 2 つの委員会を持つとどうなるか。委員長の前に副委員長と委員がいるのですが、1 人が手を挙げると可否同数になる。これは笑い事ではないです。全国で 1 番少ないところは離島ですが、全議員 5 人という所があります。5 人ですから議長の前に議員が 2 人ずついて、2 人手が挙げると可否同数です。こうなると議会とは言えなくなります。元気のある所から議員定数をもっともっと復元していただきたいです。これは、また、後半でお話しします。

### **(3) 活動成果を生む運営**

#### **ア 議会内の合意形成**

#### **イ 決定事項の説明責任**

#### **ウ 議会への住民参加**

「議会の中で合意形成をして欲しい」ということと、もっと重要なことは、「議会に住民参加を求めて欲しい」ということです。議員の数がこれだけ減りますと、色々な住民の代表が入って来ません。

明治 10 年頃に始まった地方議会は、旧大字の単位で村議会がありました。今の皆さんの所で、そこにあった議会の数に議員定数の 20 人位を掛けると、播磨町はそれほど大字がありませんが、それ以外の所は、今の町の区域の所に議員が 1000 人位

たなんてことがあるのです。

そう考えると、今の町村議会は、本当は議員の数を増やして欲しいのですが、減らしてしまったのであれば、住民参加をどんどん求めないといけません。地方自治法には、議会への住民参加の方法がいくつも書いてあります。それは、議会運営委員会でも考えることであります。そこには、参考人、公聴会とか書いてあります。

国会では予算をやるときに、必ず公聴会を開かないとダメです。ですが、公聴会を最近やったことがある議会、例えば平成 27 年の 1 年間でやったことがある議会はありますか。兵庫県内どこにもありませんね。今やると、県内初になります。後半にも少し申し上げますが、議員数を減らしていいのかと言われたときに、「減らした人数で頑張ります。」と何となくなってしまうのですが、住民は「減らしてもいい。」と言った以上は、どんどん議場に来て、議員の仕事を見て、「それでも減らしていいと思うのか。」と言う話をしていただきたいです。これはどのような作戦でいけばいいのか、休憩の後でお話しいたします。

## 2 議会運営委員会の役割

2、3 ページをご覧ください。地方自治法と、それを受けて定められている全国議長会発行の「町村議会の運営に関する基準」を抜き書きしておきました。地方自治法 109 条 3 項に、「議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。」と書いてあります。「調査を行い」と先に書いてあるのですが、議会運営委員会は調査をしていますか。審議日程の調査もそうかも知れませんが、何月何日に会議を開こう等は、調査とは言い難いです。今日は議会運営委員がお見えになっていると思いますが、委員の派遣としてお見えになっていますか。委員の派遣手続きをお取りになっている所はありますか。ありがとうございます。その手続きを取らないと、旅費や日当を出せません。「町のバスで来たから。」と言っても、バスを公用で使うのであれば委員派遣の手続きを取っていないと、帰りに雪が降ってきて道路が凍ってしまい事故が起きたとなったら、公務災害の対象になりますか。これは難しいです。今ある権利、制度はちゃんと使っていただきたいです。今日ここに来るのは、調査です。普段から研究をするのは、調査だと思います。議長会から「来てください。」と言われたからではなくて、議会運営委員会で、「今日、ここに、議会運営委員を何人派遣する。」とか決めておかないと、公務でないことになります。

せっかく神戸まで出て来たなら、「研修が終わってから県議会によって陳情しよう。」と言うのもありだと思います。そのような時の手続きをどうするか決めておかないといけません。本来の出張のルートから外れた逸脱ですから、「公務と認められません。」となると困るわけです。議会運営委員会が打合せをやるときも、議案が出てきてなくても「これは調査事項だ。」という位置付けをきちんとしていただきたい

と思います。

「Ⅰ 議会の運営に関する事項」として資料に26項目。「Ⅱ 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項」、「Ⅲ 議長の諮問に関する事項」を見ていただけますか。ここに、議員派遣を協議するのは議会運営委員会の仕事ですと(6)に書いてあります。この議員派遣の他に、当然議会運営委員会自体のものも含まれます。特に町村の場合は多くの場合、町外に出る場合でも費用弁償の制度が措置されていなくて、実際には自前で出ていることがあります。公職選挙法をご存知ですね。調査は、議員のためにやっているのではなくて、議会のため、町のためにやっているのです。選挙区内にあるものについて寄附をするとどうなるか、ご存知ですね。懲役2年、立候補禁止5年です。「私は自前で出かけています。」と言ったら、7年間議員バッジを外して内2年間は牢屋に入っていなければならないのです。だから、出すべきものはちゃんと出さなければいけないのです。皆さんが「いい」と言っても、公職選挙法が「ダメ」と言うのです。また皆さんの次に続くべき若い人達が、「このようなことでは、議員活動はできない。」と思うかもしれません。処遇をきちんと考えることも議会運営委員会の仕事であります。

最後に前半をまとめますと、4～5ページの(1)～(4)にまとめて書いてあることです。

## (1) 「安全運転」

ア 間違わないこと＝そのため、迷ったときには迷わず休憩

イ 疑義照会は必ず事前に

先ず最初に間違わないことは当然なのですが、何が合っているのか、間違っているのか分からないとき。あるいは迷ったときは「こうだ。」と思っても照会してください。そして照会するときには、ちゃんと休憩を取って、「わーわー」言われても「分かった。大事な案件なので、全国に聞きます、県に聞きます。」と止めてください。間違ってから「これでいいと言ってください。」と言われても、言えません。これは是非ともお願いします。休憩を取ってください。「県なり全国からまだ答えが返ってこないから再開出来ません。」と堂々と言って結構です。照会するときをお願いしたいのは、「議長や委員長として、どうしたいのか。」という考えを持ってください。

ウ 議長・委員長としての方針は？

「揉めてしまったのだが、このような方向性にしたい。そのためにはどうしたらいいのか。」と言っていただくと、比較的簡単に答えが出せます。「どうしたらいいのか分からないが、どうしたらいいですか。」は、政治家が言うことではありません。「こういう風にしたい。と言う人がいて、それをやらせたいと思うのだけど。」の答えも言えますし、「潰したいと思うのだけど」の答えも、どちらの答えも言えます。「こうしたいのだが」というのがあれば、それに沿った答えを出すのが議会に関する疑義照

会です。ですから「議長の方針は。」と聞かれたときに、「議長は狼狽えています。だから委員長が聞いています。」ではなくて、「議長と相談して、こういう方向に持っていきたい。今は発言を許可しない方向にしたい。」と申し上げていただけるように、お願いします。

## エ 先例集（録）の調整を

先例集の話は事務局の話です。これは皆さんが事務局に指示をして、「このような問題があったときには、こう解決した。」と記録で残しておかないと、会議録を探すといっても簡単には出てきません。しっかりとやっておいてください。

## (2) 「交通整理」

### ア 委員・（委員外）議員の意見を聴く

#### イ 納得を求める話し合いを目指す

日本の議会運営委員会が制度化されたのは平成4年です。それまでの間は、任意の協議会として行われていた議会がほとんどでした。現在でも、議会運営委員会で採決をすとか委員長の職権で決めることは、ごく例外だと思います。しかし、話合いがつかなかったら委員長職権で決めてもいいのです。最後はこのような手もあります。委員長は委員会に諮って意見を聞いているだけで、採決を採るか採らないか、ほとんどの場合が調査事項や審査案件ですから、議会運営委員会がどのような結論を出すかは、別段全員が一致していなくても構いません。「もう時間が切れるのでこれでやりましょう。」でいいのです。だけど、そこまでの間の話は尽くしてください。そのために会期があるのです。

#### ウ 決められないときは「成案なし」でもやむを得ない

成案なしで何も決まらなかったとなると、議会の場合では、現状維持が基本的なルールです。話がまとまらない限り、一旦は、何らかの形でまとまった現状のままでいくというのが現状維持の原則と言われています。委員長をしていて、委員会でちょうど意見が真二つになってしまい、委員長が判断をしなければならないとなったときには、基本的に現状維持です。

ただし、現状維持をするためには、何かを改正した方が現状維持になる場合も時々あります。ちょっと前にありました「ガソリン税の税率を上げる法律」は、毎年、時限立法だったので、それが否決されてしまうと、税金が下がってしまう。現状を維持するためには、現在の法案が、そのまま延長されなければダメだということで、この場合は現状維持のために法律を通すということになります。普通は否決をして、現状のままでいこうとなるのですが、現状維持は結果です。結果が現状の通りになるか、ということなのです。

### (3) 「道路認定」

- ア 一議事一議題で一步ずつ解決
- イ 目的地、経由地を認定
- ウ 急がば回れも視野に

このようなことが出来るのは5ページに書きました1議事1議題で、1歩1歩話し合っていくことで着地点をどうするのか、普段から意識しておくことです。そのためには、少ない人数の議会運営委員会で全部を背負わない方がいいときもあります。

### (4) 「航路開発」

- ア 情報収集と研究開発
- イ 議会の理解者を増やすために
- ウ 空中戦は議会運営委員会が所管すべきか？

後半でお話ししますが、議会改革とか活性化等の話になったときには議会運営委員会ではやらないで、他の組織でやるのも1つの手です。

議会運営委員会で困難な案件を抱え込むと、それで止まってしまって、本来の議会運営の進行が出来なくなる可能性があります。これは、よく意識していただいた方がいいと思います。それが5ページ最後のウの「空中戦は議会運営委員会が所管すべきか？」ですが、私は所管しない方がいいと思っています。

## 3 議会運営委員会の活動

### (1) 議事進行の確認

- ア 会議の諸原則の理解
- イ 『地方議会 議事次第書・書式例』の参照

6ページの議会運営委員会の活動ですが、今も休憩中にお尋ねがありました。

例えば、「議会の中で賛否が真二つに割れているときは、どうすればいいのか。」委員長や議長には公正指導の原則があって、どちらかに偏ってはいけません。真二つに割れたときに委員長や議長に期待される役割は、「どちらかが多数派になるまで話し合ってください。」とするのが原則です。そうすると、先ほど最後に申し上げた可否同数のときには議長採決ですが、普通は現状維持をすることになります。可否同数になった時の現状維持は、普通の議案であれば否決をして改正や制定をしないこととなりますが、予算だと困ってしまいます。否決すると予算が成立しなくなります。その場合には、議員が反対している所を削って出し直す「組み替え動議」が一般的です。

可否同数になる可能性があるときには、採決を採る前に、休憩をしてはどうですか。休憩をして、反対している議員と町長を話し合わせるのです。採決をした後にやっても仕方がないですから、反対議員がいるのであれば話し合ってもらおう。そこまで委員

長がやってもうまくいかないのであれば、「仕方がない。皆の意見が合わないので、これは全部否決の方がいいのか、この部分だけを削って出し直すのがいいのか。」と委員長に言っていただくのが、一番良いのではないかと思います。

予算を否決するのは簡単です。時々、無責任な新聞などが、「予算が無傷で可決されるのはおかしい。」と言うのですが、「あなたの会社の株主総会で、予算は否決されるのか。」と言えば、自分がおかしなことを言っていることが直ぐ分かるのです。

予算が否決されると何も出来なくなります。もっと困るのが、国や県に対して信用を失って、「あの町は危ないから、補助金の申請が出ても止めておいた方がいい。」と評判になってしまったら、町は大損です。そうならないように委員長は、採決の前に危ないなと思ったら、休憩をとって、話し合いをさせる様にした方がいいと思います。その場には、委員長は積極的に入らない方がいいでしょう。

一方で、予算案ではないもので、そのまま置いてもいいものであれば、皆の意見が合うまでは閉会中の継続調査にするのが一番良いと思います。一般の条例案であれば、それでいいと思います。3月議会で結論が出なければ6月議会まで引っ張って、その間に審議をするなり住民の声を聴くなり、あるいは町長が考え直しをする。

国会では、これを頻繁に使います。国会は、法案が出て成立するまで2年、3年かかるのが平気であります。法案は出ているのですが、その間に、各党、各会派の意見を聞いて修正を入れていきます。最近では、与党だけでは法案を通せないケースが減りましたが、かつての連立与党のときには、大抵、その方法を使って、1回案を出してから各党が乗れる様な形で法案を修正していくことが行われていました。

議会運営委員会として、議事をどのように回していくのか。今までは、出てきたやつを淡々とやっていたが、最近色々な議員が出てくる様になり、また、議員定数が減らされたことにより、1人や数人の議員が考え方を変えると、賛否が大きく変わったことがあります。

## (2) 議会運営の協議決定

### ア 議事日程に乗せるか、否か

揉めるのであれば議事日程に直ぐに載せないで、待ったをかけておいて、皆に話し合って決めてもらう。

### イ 対立・否決ではなく、議案修正への取り組みを

否決は出来るだけ避けて修正をするなり、議会側からの修正が難しいのであれば国会でもやっている「組み替え動議」をする。「予算案の、この項目を削って出し直しを求める短い意見書の様なもの」を可決して、町長に送ってやる方が良いと思います。

### ウ 議会運営に不可能はない！？

いずれにしろ、議会運営は話し合いですから、出来ないことはありません。どのよう

な事でも、何とかする方法はあります。不可能はありませんから、先ほど申し上げた通り、議長や委員長が、「今、こうなってしまったのだが、こう出来る方法はあるか。どうすれば合法的にできるのか。」と、会議規則のどこをどう使えば、議長や委員長のやりたいことが出来るのか、考えても直ぐに答えが出ないときには、照会をしていただきたいと思います。

### (3) 議会のマネジメント

#### ア 議会の長期計画

#### イ 今任期の実施計画

#### ウ 年度の目標設定

ここまでが一般論ですが、今日お願いしたいのは6ページの(3)です。題名にもありますが、議会のマネジメントです。議会運営委員会は、出されてきた議案や報告を整理し、審議が円滑に進むようにすることを今まで考えてきました。

例えば、今年1年間議会がどのように活動するのか、今任期中に議会でどのような事をすべきかの目標設定、その目標をクリアするために今年はどのようにするのか、誰々がどのようなことをやるべきだということをお決めになっていますか。

最近、議会の研究者の中にも、少しずつ、若手が出てくるようになってきて、「活発な議会」とか「活性化した議会とはどのようなことか」と、よく論文を書いています。議案が否決される議会は活発な議会と書いていますが、そのような議会は、おバカな議会というのです。町長と議会が話あえば、否決されるような議案は、出されてきません。そのような話が出来るところが、活発な議会のはずです。公表されている資料だけを見ると、議案の可決率98%とあると、「残りの2%は、何か面白いのではないか。」と勘違いしてしまうのです。議会の長期計画は、この様な間違っただけの風潮を正すためにも、「否決率何%だから我が町は活発だ。」と言う話ではなくて、年間計画を立てて、「その計画を超過達成したから、我が町は活発な議会だ。」という様な事を言っていただきたいと思います。

去年の年末に、文部科学省と総務省が共同して作った、「18歳選挙権に関する副読本」が高校生に配られました。ご覧になった方は、いらっしゃいますか。高校生の子どもがいらっしゃる方はお持ちになっているはずですが、いない方は、「18歳選挙権」で調べると、「私たちが拓く日本の未来」というタイトルで、文部科学省のホームページに載っています。それを見ると、議会に関して3つ書いてあります。

1つ目は、「模擬選挙をやってみよう」。選挙管理委員会に行って投票箱を貸してもらい、演説会をやって選挙をやる。演説会のやり方は選挙管理委員会に聞けば教えてくれますと、随分、無責任なことが書いてあります。個人演説会のときに、選管が何か手伝ってくれますか。あの副読本を書いた人は、付け焼刃で勉強したので、そのよ

うなことが分かっていないのです。演説会のやり方は、皆さんに聞かないと分かりませんね。

2つ目は、「模擬請願を出してみよう」。模擬と書いていないところもあります。日本国憲法は、請願の権利を「何人も」といっていますから、高校生であっても、未成年者であっても、請願を出せます。高校が直ぐに取り組むか分かりませんが、高校生から請願が出てきたらどうしますか。中身が良いものであれば、紹介したくなりますね。請願に関しては、出し方や書き方は、議会事務局に相談してくださいと書いてあります。例えば高校生が、「県立高校の存続について」という請願を一生懸命書いて、「意見書を送ってください。県知事や県教育委員会に申し入れをしてください。」と言われたら、応援してあげたいです。ですが、議会事務局は、手続きの説明は出来ませんが、どの様に請願を書けばいいということを話せますか。それは、政治家である皆さんが相談に乗ってあげないといけません。高校生の目の前に問題があるとしたら、それを、誰に、どの様に訴えればいいのか教えてあげる。「私たちのためにバスを増やしてください。」では請願になりませんから、「これは、県の教育委員会宛、こっちは、町で予算を付けられるように言うておく。」とか、政治家である皆さんが、高校生に話が出来ないといけないのではないのでしょうか。

3つ目に、「模擬議会議をやってみよう」。と書いてあります。困ったことに、国会の衆議院の委員会運営が、学校教員用の指導書に書いてあります。高校生が、衆議院の運営通りの議会運営が出来ると思いませんか。これは無理です。もし、そのような話があったら議場を貸してあげて、皆さん、議会運営委員長や委員が、会議の仕方を教えてあげればいいのです。「発言したいときには、「議長」と言って、議席番号を言ってください。」とかです。「番号を言うのですか。」と言われれば、先ほど説明したことを、話してあげればいいのです。「議長は、会議の進行を司っているのです、議長に対しては質疑をしたり出来ないのが決まりです。でも、そうでないやり方もあります。会社の株主総会では社長が議長をやって、議長である社長に対して質疑を行い、議長は気に入らない質問は取り上げません。株主総会と議会と、どちらが民主的だと思いますか。」と話をしてあげればいいのです。町内の高校生を18歳選挙権に向けて、議場に呼ぶ。生徒総会の際に議員が指導に行き、実際の議場を使って中学校や小学校単位の議題を取り扱って見せてあげるのです。執行部に出てもらって、町長席には小学校の児童会長、執行部側の席には全員小学生に座ってもらう。そのような模擬議会議をするのです。議会運営委員会はそのような計画を立てて、期間を設けて実行するのです。

## エ 専門的知見の活用、公聴会・参考人のための予算措置

そして、傍聴だけではなく、住民が、議会に来られるようにするのです。例えば、予算をするときは、地区から一人ずつ議会に来て意見を言うてもらおう。町の景気対策



をどうしていくかといった内容を議論するときには、日銀の黒田総裁を呼ぶのは大変ですから、町の指定金融機関の銀行等の支店長や理事長に来てもらえば、「町の景気は、売り上げが減っています。増えています。」と瞬時に分かります。

町議会は、住民の理解を得ることだけではなく、減らした議員定数を補う意味でも町中の様々な職業人に参加してもらわないと、審議が出来ない状態に近づいていると私は思います。こうすることによって住民の方々に、「議会は大事だ。」「今の議会では色々な人の声が届きにくいのではないか。」ということを認識してもらえるようになります。

町長に、「TPPはどうなりますか。」と聞いて分からなければ、国会議員を呼べばいいのです。参議院議員であれば、今なら直ぐにでも来てくれます。「我が町の TPP はどうなるのか、どうするつもりなのか。国はどのような支援をするのか。」と聞くのです。選挙を手伝うのは皆さんなのですから。皆さんの所に名簿があって、それで選挙をやるわけですから。

#### **オ 議会の事業予算**

固定資産税の中の償却資産税を減税しますという話が出ていますが、播磨町のように工場がたくさんある所は、どうしますか。裕福でなくなる時に、「町長どうしますか。」と聞いても、町長が固定資産税を決めているわけではありません。償却資産税は地方税法で決まっているので、国政に言うことを言うておかなければなりません。国は償却資産税を減税することによって、企業の設備投資を増やそうと平成 28 年度の税制改正に入っています。「減税は仕方がないが、その分を交付税でください。」ということ国に言えるのは、町長ではなく、皆様方です。その時に一番言い易いのは国会議員（代議士や参議院議員）であると思います。議会運営委員会は、この様な攻めの戦略を考えて、「町の税収が 5 億円減るところだったのを、議運が動いたから 90% まで交付税で確保しました。」となれば、「その分、議員報酬を少し上げてください。」と言った話になるかも知れません。

#### **カ 議会外の諸団体の「総合調整」**

##### **会期の決定**

皆さんは、今、笑われましたが、この様な例は実際にあるのです。黙っているのは国の思い通りです。議会は国政を動かせるのです。国政を動かして、町が良くなるために儲けるのです。豊岡市の隣にある京丹後市は、「京丹後まで繋いでくれないと困る。」と、一生懸命政務活動をやって、京都縦貫自動車道は予定より早く完成したのです。京都府ではなく京丹後市の議員が、隣の町やその隣の町まで行って、粘っている地権者に頭を下げたのです。京丹後市は政務活動費を出していなかったのに政務活動をやりましたので、「政務活動費をつけなければダメだ。」となって議論をしました。月に何万円か、もちろん税金ですが、それで、道路が早く伸びてくれれば良いのではない

でしょうか。それが出来るのは、町長ではなく、議員なのです。

議会運営委員会は、関西の言葉で言えば「儲ける」ことを今までいっぱいやってきたのに、「あれは私がやった。」と言いきくは難しいです。だけどこれからは、「議会の政務活動で効果を上げて、町のためにプラスになった。」とやった方が良いのではないのでしょうか。特に、あまり申し上げたくはないのですが、兵庫県で政務活動費の良い使い方をしているということを発信していただかないと、全国の議員も困っているのです。このような計画をやってみようと発議するのが、議会運営委員会であると思います。

#### キ 議員研修の取り組み

##### 年間計画

##### 議員の人材育成方針

#### ク 事務局員の人材確保

#### ケ 会議録調整についての議論

「議員研修へ年間、何人送ろう」とか、「広報委員になったら全国広報研修に行く」とか、「1期目の議員は、大津にある市町村国際文化研修所の議員研修に出す」といった計画を立てて、4年間でこれだけの研修を受けられる予算の裏付けをつけるのです。このようなことも議会運営委員会の仕事だと思います。

また、各常任委員会で、参考人質疑や専門的知見の活用が出来るようにすることも考えて欲しいです。

兵庫県には神戸大学があります。昔、篠山市に農学校があって、それが今の神戸大学農学部の前身なのですが、農学校が移転するときに当時の篠山町と協定を結んで、神戸大学が調査に入っているのです。神戸大学の大学院生が篠山町に来て集落を調べたり、政策提言をしたりしています。

篠山市は、10数年前までは皆様と同じ町だったわけですが、神戸大学だけでなく、京阪神地区には、公共政策と名前をつけた大学が、日本で一番多くあります。そのような所と協定を結び、町のことを調べてレポートを書いてもらう。議会が、大学や研究機関と連携協定を結んで、「我が町のことを調べて良いレポートを書いてくれたらありがたい。」といったことをするのです。

このようなことも議会運営委員会が音頭をとってやる。例えば、TPP後の我が町の金融について、どうなるのか調べてもらって、表彰状とか感謝状を出すのです。大体、1枚100円以内で買えるはず。賞罰欄は普通、書けませんから、それを受け取った大学生や大学院生は、就職のときのエントリーシートや履歴書の賞罰欄に、例えば「多可町議会議長賞受賞」と金文字で書くことが出来ます。更に、議会だよりの良い題材にもなると思います。大学だけでなく、高校生、中学生の自由研究を表彰してもいいです。要は、有権者、成人になる前に、議会と関わり合いをもってもらう。議会

で褒めてもらったとか、議会で話を聞いてもらったとか、議会は私のことを受け入れてくれる大事な場所なのだといった経験を積んでもらうのです。それが大事なのです。

将が射たければまずは馬をと言いますが、「議会は変な所で、議員は変な人で、政治家は皆悪い人で、何かあったらワーワー泣く。」とか、残念ながら思っている大人が多いのです。例えば、この中に選挙の投票率が80%を超えている町はありますか。周りを見渡してください。ないですね。全国平均では40%台です。兵庫県ですと60%台くらいはいつているのでしょうか。50%位でしょうか。少なくとも半分くらいの方は、議員と握手をしたことも見たこともないのです。握手をした人は投票に行ってくれます。だけど、20歳選挙権の頃から、若い人と握手をしている議員は少ないのです。皆さん、自分の後援会名簿を思い出してください。20歳未満の人は載っていますか。18歳から20歳も載せておかなければなりません。やはり、それだけ関わり合いが少ないのです。

更に困ったことに大学を含めた学校は、現職の政治家の意見を聞くとか、町の政策課題について考えることを、今までは全くと言っていい程やってきませんでした。小学生の時に、地理とか歴史で郷土のことを学んでも、今、我が町にこのような問題があり、それについてどのような意見があるかということを知る機会がないので、政治の大切さや政策をどのようにするか、考えることが出来ないのです。皆さん、小学校や中学校、高校の図書室に、会議録や議会だよりを送っていますか。18歳選挙権なので、見てもらわないとまずいです。小学生には難しいと思ったら、子供版の議会だよりを作ってあげましょう。議会の本会議も、小学生が聞いても分かる議論とか、小学校関係のことは、小学生が分かる言葉だけで答弁するといったことをやっても良いですね。議会運営委員会は、そのような総合的なマネジメントをする機関として考えていただく。決まった議案をどう審議しようとか、揉めた時にどう火を消そうとかの話だけではなくて、この1、2年で議会をどのように運営していこうとか、住民と議会との間をどう繋いでいこうとか考えるのです。そして、議員のなり手が続けて出てきてくれるように、「議会は素晴らしいな。政治は大事だな。政策を考えなくては。」と教えてくれる子供たちや、次の世代を育てなくてはならないのです。まずは、色々な人に議会に関わってもらえるような方法や機会の計画を立てて、実行していく。そして、議会運営委員会だけが動くのではなくて、教育を所管している常任委員会に、小学生や中学生が議会に参加出来る機会を作って欲しいと頼むとか、女性問題を所管している常任委員会の中に女性が少ないのであれば、女性から意見を聞く機会を設け、公聴会とか参考人とか専門的知見の活用形をやる。そのような話を議会運営委員会から、各常任委員会や若手の議員に積極的に発議し、調査をしていけばいいと思います。

どうしても議会は、議会のことを知らないで、物を言われてしまうのです。放送大

学の面接事業は平均年齢 60 歳以上で、そのような所で話をする機会があるのですが、「皆さん、議員報酬は高いと思いませんか。高いと思う人は手を挙げてください。」と言うと、8 割以上は手が挙がります。そこで、「では高いと思っている議員報酬はいくらか、知っていますか。」と聞けば、知っている人は 2 人しかいませんでした。その 2 人は現職の議員でしたから、さすがによく知っておりました。他の人は知らないで、高いと言っているのです。これは議員定数も同じ話です。

明治大学の政治経済学部で地方自治法の授業を持っていました。政治学科と経済学科 250 人の 2 年生がいますが、「議員をやってみたいですか。」と聞くと、半分くらい手が挙がります。議員報酬の話をしめると、「東京 23 区、政令指定都市は月収 60~70 万円+政務活動費 30~40 万円で毎月 100 万円以上。町村議会議員は、初任給は同級生にちょっと勝つかもかもしれませんが、同級生が係長になるときにひっくり返されて、後は差がずっと開きます。年金はなくて、保険は国保です。」もう分かりますね。報酬が低いのもありますが、健康保険と年金がないことに、すごく驚いています。半分手は挙がっているのですが、シーンとなりました。皆さん、笑っている場合ではありません。報酬を決めているのは皆さんなのですから。子供たちの夢を奪っているのです。深刻に受け止めてください。地方に戻って、故郷に帰って、政治家になりたいという子供たちはいるのです。いるにも係わらず、地方創生と言っておきながら、大都会を離れて地方に行けば行くほど、給料は安いのです。

県知事の給料が人口順に大体決まっています、その県知事の給料をキャップにして市町村長の給料が決まります。市町村長の給料は、町がどれだけ大変だからとか、どれだけ仕事をするからではなくて、町の人口が、多いか少ないかで決まります。

特別職報酬等審議会という仕組みが作られた昭和 40 年代に、町長は年間 365 日中 300 日働いていると仮定されました。議会議員は、会期中に、何日会議があるかを町長の給料に掛けて議員報酬としました。すると、会期中の会議の日数は、町村平均で本会議は 24 日程度、委員会を入れて 40 日位になります。皆さんは 365 分の 40 日位しか働いていないとされました。町長は 365 分の 300 日働いているとされているのです。そうすると、議員報酬は、町長の給料の 15%~20%になるという式が、昭和 45 年ごろに作られました。特別職報酬等審議会には、今でもそのような資料がわたっています。

そもそも最初の前提が、どうでしょうか。人口が少ない県の知事は給料が安い。徳島県、高知県、島根県、鳥取県の知事の給料が最低ランクです。でも、地方創生が一番やらなければならないのは、その 4 県です。それで、知事の給料を最低にすると、良い人が知事になってくれるのでしょうか。今の知事や町長が悪いと言うつもりはありませんが、町長の給料を人口比例すると、良い人がなってくれるのでしょうか。地方創生で足りないのは人だっているときに、議員や町長の報酬、給料がそう決まると、

職員の給料もそうなってしまいますが、職員の給料は、実際には、町長の給料ほど地域差がない。国家公務員の 8.5 掛け、9 掛け、9.5 掛けと決まっています。それで、いい人材が集まるのでしょうか。地方創生といったときに、いい人材がこぞって地方側、町村側に来なければならないはずなのに、町村に行くと給料が下がります。もちろん、実際の生活に係る経費とか、直ぐに家が見つかるとか、本当の手取りと豊かさを考えると、簡単には比べられないです。東京近郊のように住宅ローンを払って、通勤に 2 時間かけて、といった所に住むのが幸せかどうかは、簡単に言えません。皆さんの所ですと、車で 30 分も走れば「随分、遠くに通勤している。」と言われる方が多いと思いますが、そのような面はなかなか見えないのです。

一見、東京に行けば仕事もあって給料もあり、関西だと大阪に行けばいいとなります。こうなってしまった理由は、小泉構造改革以降、地方公務員の給料をどんどん下げ、公共事業費を削減したので委託の単価とか工事の単価に跳ね返り、地域就業者の給料がどんどん下がって行って、地方で働きたい人がいなくなってしまった結末であると思います。

#### 4 議員報酬や政務活動費、議会費の「判断」、「査定」

##### (1) 議員報酬・政務活動費の検討

兵庫県は、まだ、いいのかも知れませんが、先の参議院でブロックを下げられてしまった所では、非常に深刻な話になっています。兵庫県内でも神戸市議会議員は、そんなに忙しいのでしょうか。事務局で色々やってくれるのではないですか。兵庫県議会議員の話をするのは止めておきますが、一番仕事をしているのは、町村の皆様方じゃないですか。事務局に人が少ないですし、執行部に何かをやってくれと言うことも出来ない。議員報酬が少なく、家族や支持者の犠牲的な協力の上に成り立っていて、でも、皆さんがいないと町が成り立たないという思いで頑張っているらしいです。でも、そろそろ次の世代のことを考えたら、皆さんみたいに、お金もあって頑張れる人は、そんなにいません。やはりここは、何とかしないとイケないです。

昭和 40 年代、一般職の給料が高度経済成長でどんどん増えていった時代に、それに応じて議会議員報酬を引き上げようとしたら、当時の自治省がストップをかけたのです。

もう少し前に遡ると、昭和 31 年の自治法改正までは、請負・兼業の禁止は原則なかったのです。地方自治法を作ったときは、「これからの議会は重要な仕事を担うようになるので、町の中で手広く商売をやっている優秀な人に議員になってもらわないと困る。」でした。

衆議院では大正 15 年に兼業・兼職の禁止を解きました。普通選挙制になり、どのような人でも議員になれるように、兼業・兼職の禁止をしておかしいというこ

とで、今日に至るまで衆議院議員は、何を商売にしている、国に対して請負関係にあっても、全然構わないことになっています。

では、なぜ皆様方、地方議会議員はダメなのでしょう。地方議会議員に、色々なことをやっている人になって欲しくないからです。これは、特に女性だと思います。女性が、何かグループを作って、その中でリーダーシップを発揮し、あの人を議員にしたいとなると、大体そのような女性団体には町から補助金が出ているとか、NPO センターの管理を委託しているとかで活動費が回るようにしています。その人が議員になろうとすると、団体を辞めるか、議員を辞めるかのどちらかになってしまうのです。男性は、商売とか商工会とか、公的な団体でリーダーシップをとって業界から推されて出てくるルートがありますが、残念ながら女性の場合は、そのルートがまだまだ細いのです。唯一リーダーシップを振るって皆に認められたルートには、兼業や請負禁止が係っているのです。「あなたがこの役員を辞めてしまったら、私たちの NPO は活動が出来なくなってしまう。」となって出てこれない。「国は禁止していないのですから、県・市町村も関係ない。」と、地方自治法を改正しないとダメだと思います。

皆さんが、意見書を出すのです。衆議院と参議院が同時選挙になったときに、「分かっていますよね。」と言って意見書を送るとか、個別に代議士を呼ぶ。今日は議長もいらっしゃっています。議長は、代議士本人か秘書の連絡先を知っているはずですから、「研修会でこのような話を聞いたのですが、どうなっているのですか。公職選挙法案が2本通ったみたいですが、もう1本通した方が良いと思います。それを地方自治法と一緒に改正してもらいたい。」と言う話をする。個々の議会で決議を出すことも大事ですし、議長会としてまとめていくことも大事です。そして、地方六団体の中でまとめて国政に送り届けていかないと。議員報酬の議論をする前に、先ず、まともな生活ができる環境に出来るようにしていかなければなりません。特に、町村議会議員はです。

ちなみに昭和22年から昭和31年まで、自分の会社に関する請負契約の議案等が出たときは、その議員は議場や委員会室から出て、除斥の扱いでいいとなっていました。国会も、場合によってはそうしていますし、国会は常任委員の差替えを毎日やっていますから、そのときには違う委員にしまえばいいのです。それが気持ち悪いのであれば、本会議のときに出て行けばいいのです。採決に影響を与えなければいいのです。このおかしい現状を当たり前と思わないで、変にやせ我慢をしないで、「おかしいことは、おかしい。」と言い、皆さんのためだけじゃなく、次の、町の将来を担う若者たちのために、この様な制度を変えていっていただきたいと思います。その辺の周辺部からやらないと、議員報酬のまともな話は出来ないと思います。

この話を全国でしますと事務総長が、「今までは県議会と市議会と町村議会の間に差を付けないで欲しいと要望してきた。その点で、町村だけは兼業禁止を解いて欲し

いという言い方は出来ない。」と言います。県議会でしたら、あれだけの報酬があれば専業出来ます。それに、そもそも国会議員に兼業禁止の制限がないのです。場合によっては、年間100万円以上給料を貰えば届け出をするだけでいいのです。

透明化をちゃんとすればいいのに、皆さんは全部禁止です。議員報酬は低いのに、仕事が出来ないという、おかしいことになっている現状を、まずは衆議院にきちんと話をして、個々の議会から県の議長会、県単位から全国に広げていくことが必要ではないでしょうか。現在の兵庫県町議会議長会会長は全国の理事でいらっしゃいますので、是非とも理事会で、その様な話をしていただきたいと思います。私が陳情をしても意味がありませんから、皆さんで、是非とも会長に、陳情していただきたいと思います。

政務活動費につきましても、同じであると思います。政務活動費が多いとか、何処に何回行ったとかの話よりも情報公開をして、食料費が問題になったときと同じ対応ではまずいと思います。先ほどの京丹後市の例で挙げたように、「議員の政務活動の結果、この様なことが実現しました。」と言えるかどうか。

でもこれは、難しいですね。「このような調査をいくらしました。」と言っても、住民はなかなか理解してくれません。「調査をしなくても分かっている人に、議員になってもらいたい。」と言う住人もいます。「東京に行って、誰々に会いました。そして、このようなことをお願いしてきました。」と、政務活動をやって大臣と握手しているところを議会だよりに載せた方が、面白いと思います。さらに言えば一般質問は傍聴者がいますが、皆さんが東京とか神戸で、一生懸命政務活動をやったり、研修されていることを町民は知らないのです。このようなことは、政務活動費が有る、無いに係らず、個人の活動としてこんな活動をしていると住民の方々にもっと知らせた方が良くないのでしょうか。

その様な姿勢を見せて、「それでも、政務活動費はけしからん。」と言う人がいれば、私をお呼びいただいて、庁舎の中の防災無線で、「町民の皆さん。」と訴えさせていただくか、選挙カーをご用意いただき、町の中を回らせていただけたらと思います。

政務活動費は、何に使ったとか何処に行ったかではなく、「成果として、町にこんな効果があります。」を求められますから、兵庫県内で償却資産税が多い町については、国会で予算が決まるまでの間に政務活動をどんどんやって、固定資産税、償却資産税がどうなるかの影響を執行部に調べさせ、必要があれば国に要望をする。県内で要望を取りまとめるのであれば、県議長会と連動して、全町で意見書を出す。県と市と町議会の協議会があるはずです。県は、償却資産税が少ないのであまり関係ありませんが、市議会も同じように困るはずですので、市議会と共同して動く。日本全体で見ますと阪神圏は中小企業が集積している所であると思います。そこで設備投資促進のために償却資産税が減額されたら我々はどうなるのか、という話を黙って見過ごし

ては、まずいと思います。

兵庫県は、国会議員に要望を出したり、ゴルフ場利用税についても動いていたようですが、会長、佐用町の議会だよりはこのことは載っていますか。会長として活動していると、載せていますか。気を付けないと、県の会長になり、東京とか神戸に出てきていると、「うちの先生は偉くなったら、全然地元を歩いてくれない。」と言われてしまいます。町だけではなく、県を代表して六団体の1つとして行っているわけですから、その活動は町民に報告をしていただきたいです。議長会としても応援して、兵庫県はブロック単位でしか出せない全国の理事になっているのですから、「私は、近畿・阪神地域全体の代表として、この様に頑張っています。」と報告してください。議長や会長になると、この間の甘利元大臣ではありませんが、地元のことを地元任せっぱなしになってしまい、気を付けないと票が減る可能性があります。「うちの先生は全然来てくれなかった。」と思われぬようにやらないといけないと思います。役職者を出すと、その町、その県の意見が通るようになりますから、皆さんで応援してください。

特に議長に伝えたいのですが、議長が公務で陳情や要望に行くときは、町長よりも上のレベルの政務方の対応がされます。例えば、町長が知事に会うのは簡単ではないと思いますが、皆さんが知事に会うのは難しくないですね。大臣に会うとか秘書に会うとかのルートを通じて、国の省庁の局長に会う。特に与党の方は、副大臣や政務官に会うのは非常に簡単です。町長がそのレベルで接触するのは、先ず無理です。そのときに、随行をどんどん連れて行ってください。議会事務局職員だけでなく、執行部の関連職員を連れて行って、皆さんの力で人脈を作ってください。「今日は、私は顔繋ぎで頼みに来ましたが、次は、副町長が局長にお願いに来ますから、話を聞いてあげてください。地方創生総合戦略の書き方が悪いかも知れませんが、我が町でやりたいことは、このようなことなので、是非とも内閣府でも応援してください。」と言った話を、これからはやらなくてははいけません。皆さんが頭を下げ、名刺を配って終わりではなくて、「次からは、この担当課長がやりますから、いつでも参って説明させるので面倒を見てあげてください。」は、町長には出来ませんが、皆さんは政務方のルートを使えば出来るのです。それをやらないと、地方創生総合戦略は中々認めてもらえないし、予算を組んだり出来ないです。東京まで毎年、何回か行ってもらうには町の予算でみなければおかしいという話も出て来て、それで町が何億円か儲かれば、「議員に政務活動費を付けるのは当たり前、報酬がこの値段では出来ない。」という話が、出来るはずです。

最初は苦しく、現状で頑張らなければいけません、一旦成果が出てくれば、やはり目の色が変わってくるはず。政務活動をすることで、学校を1校建てられたとか、河川改修を優先的にやってもらえたとか、町に数10億円の歳入があったのと同



じことになった例は、いくらでもあるのです。是非とも、皆さんのバッジを有効に使い、後援会名簿を最大限に活用して、政務活動をきちんとやってください。そして、そのことを黙っていないで、「政務活動の結果、こうなりました。」と公的な議会だよりで出してください。

また、それぞれの議会が、各々の得意分野でこのようなことに取り組んでいますと公表していく。難しいとは思いますが。今は一般の会社だと、会議ばかりしていると怒られる時代ですから。私は昨日、三重県で研修をやっていたのですが、三重県議会は、「議会の会議日数を増やしたので、議会の活性化をしている。」と言っていました。普通の会社で会議日数を増やすと、「そんなことをしていないで、営業に行って1円でも売ってこい。」と言われます。普通は、会議日数を増やしても住民から評価されません。町村議会も同じだと思います。だとしたら、議員の皆様方も営業をやり、町のことをしっかりと売り込んで、町に、税金、人、仕事という流れを作るのも、議運の仕事だと思います。

## (2) 議会費への事業費計上

議会費に、事業費を計上することを考えていただきたいです。今の議会費は、事業が出来るだけの費用は無いです。委託料がありますが、会議録のテープ起こしをする位の費用しかありません。委託料や報償費で、私みたいな研修を1回するのではなくて、例えば、神戸大学と協定を結んで、学生や大学院生を町に派遣してもらおう。皆さんは、報償金をポケットマネーで出したら、公職選挙法違反で直ぐに捕まってしまう。

小学生が町の研究をして良いものが出来たら、報償金で、議長賞や委員長賞を出すのは簡単なことです。それで、図書券でも買ってあげればいいのです。議会は色々出来るはずですよ。秋になると菊花展とか盆栽展で議長賞をお出しになっていませんか。それと同じように、子供たちや町のことを考えている人たちに出してあげましょう。そして議場に来ていただいて、一言何か言ってもらいましょう。

宮崎県のいくつかの町でやったのですが、成人式の際にアンケートを採り、議会議員が新成人に質問をする。その意見を聞いた後に、「アンケート結果をどう思いますか。」と、新成人の代表者と正副議長が対談をした結果や写真を、議会だよりで住民に報告する。別に成人式でなくてもいいです。高校生の卒業式や中学校の卒業式に、当日は、やりにくいかもしれませんが受験が終わった後にでも子供たちの意見を聞いて、卒業生の答辞と一緒に広報に載せる。それに対して皆さんがどのように答えるかを議会だよりに書いてみる。

事業費を持つことで、子供たちが政治に変なアレルギーとか誤解、勘違いをしないで、政治家と普通に語り合えるような環境を考えていく。大した金額でなく色々出来

るはずで、そうやって子供たちに議会を理解してもらえれば、「議会は変だ。政治家はおかしい。」とか言う人たちから脱却していき、「選挙は大事だ。」と思ってもらわないといけないはずで。

### (3) 議会費の予算要求のあり方の検討

今の議会費はどのように予算要求しているのでしょうか。前年度経費同額をずっと書いてあるのかもしれませんが、議会の予算をどうするかは、議会運営委員会の所管事項であると思います。しかし、先ほどの「議会の運営に関する事項」の中に、議会の予算をどうするかは書いていないのです。議会で事業をやろうとか、町民と共同の作業をやろうとか、大学と連携しようとかを今まで考えてこなかったの、議会運営委員会の「議会の運営に関する事項」の中に、「予算に関する事」が書いてないのです。

大事なことでないでしょうか。予算がなければ仕事が出来ないはずで。参考人制度をやりたいとなれば、参考人に対する費用弁償が必要になります。その参考人も小学生を呼ぶとなったら、現金で渡すよりは報償金の方がいいのかもしれませんが。それには条例整備が必要です。議会運営委員会は、これからの議会運営をどの様にしていこうかという攻めの運営が出来ないはずで。議会運営委員会の所管事項や議長会で書かれたものの中にも、残念ながら、予算に関する事とか議会の事業に関する事を書いていませんが、予算要求の在り方として、きちんと考えていただきたいと思えます。

### (4) 議会の「政策評価」

最後に、議会の「政策評価」についてお話しします。

議案について、原案を否決する議会が活性化されている議会であるとか、会議の日数が多い議会が、必ずしも、そういう評価に当てはまらないと思うのですが、どのような議会が良い議会なのか。それが分かるような尺度を提供していかないとけません。

例えば、マスコミ等に「我が町の議会は、ちゃんとやっているのか。」と聞くと、「居眠りをしている議員が、議場に何人いた。」そんなことばかり書かれてしまいます。議会の政策評価は、「目標を立てて、それが、どのくらい実行出来たか。」を書いてもらうことです。

全国町村議会実態調査の全国集計が2月中に出ると思います。県別統計を出していない所が結構あるそうですが、兵庫県は出しているようです。どうでしょうか。国と似たようなことをやっていますか。

国では長期計画を作って、毎年の実施状況を国会に報告しています。それを白書と

いいます。「議会では平成 28 年に、この様なことをやりたい。」と計画を立てて、1 年が終わったら「こうなりました。」と報告する。会議日数何日だけでなく、各議員は政務活動でこんなことをやりましたとか、県内の議会の中で、我が町は何番目ですとか、郡内ではどうですとか、全国ではどうですとかを報告する。このことが分かるような報告書を作らないと、今現在、議会について公表されているデータは、会議録の他は、議員報酬についてしか出ていません。報酬がいくらかを見て、町民が議会を評価出来ますか。「議会が活動したことにより、町がこんな風に良くなった。」と言わなければ、やはり評価は出来ません。単に「頑張りました。」ではなく、「こういう計画を立てて実行しました。」と言わないと評価は出来ないと思います。議会の政策評価は、「会議を開きました。」だけでなく、「目標と計画を立てて、事業を組んで、予算要求して、執行する。その結果どうなりました。」といった白書のようなものを作ってみましょう。

これを町村議会で、先がけてやっている所があります。山形県の庄内町議会が、ものすごく真面目に議会の活動報告書を作っています。しかし、少しやりすぎでもあります。あんな大変なことをやっていたら、選挙で選ばれた議員が、しょっちゅう勉強しなければならなくなります。ホームページで見られますから、山形県の庄内町議会報告書を、一度ご覧になってみても損はないと思います。

その通りにやるってことではなくて、むしろ我が町は、議会活動状況を町民にどう説明するべきか、議会の活動成果をどう報告したら分かりやすいかを考える。それは、どちらかと言えば、皆さんの味方になってもらわないといけない新聞記者とか CATV とかマスコミ関係者に相談して、教えてもらってもいいかも知れません。

兵庫県の議長会の広報コンクールでは、地元の新聞紙の編集部長が委員をやっています。実はそういう所は結構少ないのです。全国のコンクールでも、マスコミは入っていないのです。マスコミは売らなければいけませんから、書きたい記事だけではなくて、読者が読みたくなる記事を書いています。議会だよりを書くときに、町民が読みたくなる記事を書いていますか。書いていないですよ。知らせなければならぬと思いついて書くことを書いて、はっきり言って面白くない議会だよりを作っていますか。ですが、全国コンクールで上位を取る議会は、知らせたいことだけではなくて、知りたいことが書いてあります。そのような議会だよりが上位に入っています。そのためには何を知りたいのか、マスコミ関係者に聞いて、それを書いていく。また、住民に入ってもらい、一緒に編集するといったことも、少しずつ各地で始まっているそうです。

春の統一選挙で始まった議会は間もなく 1 年が経ちますが、この機会をきっかけに、議会運営委員会で発議をして、「今期中の目標を立てよう」とする。目標は、「小学生を全員議場に呼んで意見を聞く」とか、「毎定例会毎に 3 人ずつ町民の意見を聞いて

みる」とか、住民の要望がないなんて世の中にはありませんから「住民の要望に合わせて議会だよりを変更していく」。「議会報告会をやっています。」もいいですが、住民は来ないですね。「議会報告会をやってください。」と住民の誰かに言われましたか。どこかの素人学者さんが、「やった方がいい。」と言うのでやってみたら、誰も来ない。住民の要望、有権者の要望があるのは後援会の集まりで、「ここだけの話です。」を聞きたいのです。そのときに、「我が町の町民は何を望んでいて、それにどう応えればいいのか。」といった議員の皆さんの思いを、そのまま伝える方が良いのではないかなと思います。

議会運営委員会で議会改革とまではいかななくても、どうすれば町民にもっと喜んでもらえる議会になり、延いては町になるのか。計画を立て、目標を決め、予算を組んで、事業化する。といった流れでやっていただけたらと思います。

それでは、私の話は、この辺にいたします。

質問「今、国を動かし、議員報酬を上げるためには、どうしたら一番いいのか。」

回答「議員報酬を上げる。」と言って、直ぐに上がるとは私も思いません。地方創生といったときに地方部、町村部に行けば行くほど給料が安いのは何故か。それは小泉改革以後になるのですが、そこを議論した方が良いのではないのでしょうか。特に若者の給料が地方部で著しく安いのはどういうことなのかを、議会に含めて考えるべきでしょう。

去年の統一地方選の直前だったのですが、長崎県の小値賀町（おぢかちょう）で議員定数 10 だったのを 8 に減らしました。それでも候補者が出そうにないからといって、小値賀町は議員報酬が 15 万円位なのですが、50 歳までは町の課長と同じ 30 万円にするので立候補して欲しいと特例条例を作りました。地方創生のために、議会議員の報酬の特例を作るという条例です。何処からも文句が出ませんでしたし、出させませんでした。残念ながら候補者は出なかったのです。例えば、そのような取り組みが全国に少しずつでも広がっていけば、猪名川町でも 50 歳までは 50 万円にするとか、今の議員のためにするのではなくて、若者に出て欲しいという形です。議員報酬は条例で定めるとしか決めていないのですから、その条例でどう決めようかご自由です。地方や町村に行けば行くほど議員報酬だけではなく、給料が下がる状況で地方創生が出来るのか。といった議論から始められたらいかがでしょうか。

公務員も厚生年金になりました。そのタイミングで議員も被用者年金制度、厚生年金に入れれば良かったのですが、全国的な動きになりませんでした。厚生年金に入るべきか、社会保険が適用されるべきか。これは健康保険も同じなのですが、その判断基準は、裁判上一致しています。週 3 日以上勤務実態があれば、被用者年金、社会保険制度に入らなければ違法です。週 3 日未満しか議員活動をしていच्छゃらない議員はいますか。誰もいません。制度的に被用者年金に入らなければ違法なのです。このような話は、兵庫県には全国の理事である会長がいらっしゃいますので、全国議長会、県・市・町村議会議長会の 3 議長会の足並みを揃えないと、中々、決まりません。年金よりも本当に必要なのは、健康保険が先かもしれません。そうなってくると失業保険とは性格が違うかもしれませんが、雇用保険にもつながっていくはずで

「週 3 日以上働いているのに、社会保険に入っていないければ違法である。」と、この間、国会の補正予算の委員会でも言っていましたが、国は、一生懸命社会保険の加入漏れや逸脱がないようにやろうとしています。議員もそれに一緒に入る方が良いのではないかと思います。

**質問「同じ地方議員でも、県議会、市議会は十分な報酬があるが、町村議会だけ厳しくなる政策が実施されるのは何故か。」**

**回答** 町村の人口は今、全国の人口の1割を切っています。町村出身の国会議員は、今、2人くらいしかいないのではないのでしょうか。だから、町村の実情が分かっています。町村は票田ではなくなっていましたから、町村の意向や町村議会議員のことを考えなくても、自分の当選には関係がないと思っている。単純にそういうことがあるのではないのでしょうか。

なので町村は、国政や県政と結びついて発言をどんどんしていき、国民に味方をたくさん作っていかないとダメなのです。これは、若者の政策がないのと同じです。票でモノを言って、「私たちの言うことを聞かなかつたら、次の選挙で覚えておいてください。」ということが、政権を左右します。支持者に、「それはおかしい。」と思ってもらえれば、政策は変わってくるはずです。その点で、今大事なことは、町村の理解者や支援者を増やすことです。

今日は説明しませんでしたでしたが、国民の社会意識に関する調査の中で、「町村」に住みたいか「都市」に住みたいか聞くと、7割近くの方は町村と言うより、農村部に住みたいと言いますが、実際に住む人は、その内の1割を切っています。ですが、町村出身者は大都市にもたくさんいます。「その世代がいる内に、町村に対する政策をもっと改めないと、この国はおかしくなってしまう。」ということをきちんと発信していくことが必要だと思います。

そのためには、兵庫県や徳島県でもこの1月から始めたのですが、町村からの発信力を強めないとダメです。少ない人数で専門家もいない中で大変ですが、今の実情を訴えによって、国政に届けることです。「年金を受けているのが減らされる。」と話をするよりは、「これからの若者たちが、これでは困る。」という話をして、「私のためにやっているのではなくて、若者や地方創生のためにやっているのです。」という話にした方が通りはいいかもしれません。これは、支持者の方とご相談になって、どうすれば町の有権者の心に響くのかということから考えていただけたらと思います。

繰り返しますが、霞が関も永田町も、町村出身者はほとんどいません。東大に在学して役人になる学生は大都市に住んでいて、2、3分に1本電車が来る所で来たバスに乗ればいいと思っています。そう思って22～23歳まで生活していた人しか、霞が関や永田町にはいません。地方の実情が本当に分からないのです。

その点で出来れば永田町あるいは中央省庁から地方議会にどんどん呼んで、「我が町はこうです。地方をしっかりと見て、地方創生を語れ。」と皆さんが教えていくしかないと思います。是非とも、「日本の将来のためにもこれではいけない。」という声を、町村からあげていただければありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。